

(5) 後期高齢者医療特別会計

- (1) 対象者
 - 75 歳以上の方
 - 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいのある方
- (2) 被保険者数（令和 4 年 4 月 1 日現在見込数）
 - 9,077 人
- (3) 保険料
 - 均等割額 51,892 円、所得割率 10.98%、賦課限度額 66 万円（いずれも予定）
- (4) 被保険者の一部負担割合
 - 3 割負担（現役並み所得者）
 - ・住民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
 - 2 割負担（令和 4 年 10 月 1 日以降）
 - ・3 割負担者を除き、次の①及び②の要件に該当する被保険者
 - ① 世帯内の被保険者のうち、住民税の課税所得が 28 万円以上の方がいる
 - ② ア 世帯に被保険者が 1 人の場合
年金収入＋その他の合計所得が 200 万円以上
 - イ 世帯に被保険者が 2 人以上の場合
年金収入＋その他の合計所得の合計額が 320 万円以上
 - 1 割負担
 - ・3 割負担者及び 2 割負担者以外の被保険者
- (5) 2 割負担となる被保険者への配慮措置
 - 施行後 3 年間、1 か月分の外来受診医療費負担増が 3,000 円以内に収まるよう措置を講じる。
- (6) 制度の運営財源（高齢者負担率の調整有り）
 - 公 費 5 割（国 4：道 1：市 1）
 - 支援金 4 割（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）
 - 保険料 1 割（被保険者保険料）
- (7) 運営主体
 - 北海道後期高齢者医療広域連合（道内全ての市町村で構成）
 - ・被保険者の資格管理や被保険者証等の発行
 - ・保険料の賦課決定
 - ・医療給付に関する事務 など
 - 登別市
 - ・資格管理、医療給付に関する申請や各種届出の受付などの窓口業務
 - ・保険料の徴収
 - ・被保険者証等の交付 など